

鎌倉市人流データ等可視化業務仕様書

1 業務名

鎌倉市人流データ等可視化業務

2 目的

鎌倉市人流データ等可視化業務(以下「本業務」という。)は、鎌倉市内の観光施設等において、人の流れや滞留の状況を把握するためのデータ(以下、「人流データ」という。)を取得し、大河ドラマゆかりの地等の新たに注目される史跡等情報と共に、鎌倉市人流等可視化特設サイト(以下「特設 WEB サイト」という。)において発信することで、観光客の来訪場所や時間の分散化を促し、オーバーツーリズムを解消することを目的として実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和4年(2022年)5月31日まで。

4 業務概要

- (1) 鎌倉市内の観光施設等における人流データの取得・分析・提供
- (2) 特設 WEB サイトの作成、周知
- (3) 特設 WEB サイトの保守・運用・更新

5 本業務実施の上で、発注者が想定しているスケジュール

令和4年2月 契約締結

令和4年4月 一部運用開始

令和4年5月 本格運用開始・調整

令和4年6月 保守・運用・更新(令和5年3月まで)

但し、令和4年(2022年)6月1日から令和5年(2023年)3月31日までの保守・運用・更新業務は別途契約予定。

6 仕様詳細

- (1) 鎌倉市内の観光施設等における人流データの取得・分析・提供

ア 人流データの取得

鎌倉市内において、本業務の目的に資する箇所(社寺、店舗、公共交通機関の駅、歩道等)を下記指定エリアを全て含めて7箇所以上選定し、ビーコン、GPS、カメラ、その他本業務の目的達成に適した方法により、人流データを取得する。

なおデータの取得箇所については、市と協議の上決定する。また、データ取得のために機材等を設置する場合の手続き及び施工は、本事業に含む。

(指定エリア)鎌倉駅周辺、長谷駅周辺、北鎌倉周辺、鶴岡八幡宮周辺、浄明寺周辺、小町通

り、若宮大路

イ 人流データの分析

取得した人流データを用いて、混雑状況の判定や予測を行うための分析手法を設計する。また、設計した分析手法について、結果の信頼性等について市の確認を経て、実際の分析を行う。

ウ 人流データの提供

本事業にて取得したデータについて、一切の加工をすることなく保持し、他の用途に二次利用できるようにテキスト形式で市に提供する。ファイルフォーマットについては別途指示する。

なお、原則として本業務において取得したデータを鎌倉市のホームページ等にて公開することを想定している。

(2) 特設 WEB サイトの作成

ア 本業務で作成する特設 WEB サイト

(ア) 人流データ取得箇所における1週間程度前から現在までの時間毎の混雑状況を示すこと等により、直感的かつ容易に直近の混雑状況を認識でき、現在鎌倉を訪問し、又は数時間後に鎌倉を訪問しようとしている観光客の来訪場所や来訪時間の分散化に資する表示とすること。なお、目的地や表題名等の特設 WEB サイトの主要部分に英語又はローマ字を併記すること。

(イ) 観光客の来訪場所や来訪時間の分散化に資するよう鎌倉殿・13人の重臣ゆかりの地の名称及びゆかりの地をめぐるコース等を表示すること。

また鎌倉観光公式ガイド等へリンクを設定し、かつ、バナーを作成すること。

〈鎌倉観光公式ガイド〉

<https://trip-kamakura.com/site/2022kamakuradono/list11-38.html>

(ウ) 6(1)ア及びイによる人流データの取得箇所を表示すること。

(エ) 6(2)(ア)(イ)の内容を含む特設 WEB サイトのワイヤーフレームを示すこと。

(オ) 6(1)ウによる人流データの取得・分析方法を具体的に示すこと。

イ 公開日

令和4年(2022年)4月25日(月)まで公開すること。なお公開日において1箇所以上の混雑状況を表示し、5月末までに完了させること。

ウ 設置箇所

特設 WEB サイトは受託者が用意するサーバに設置し、市や観光協会等とのリンクを設定するためのバナーを複数作成すること。

エ 動作環境等

パソコン、タブレット、スマートフォン等の端末から、以下に示す一般的なウェブブラウザを使用して閲覧・操作ができること。これらの情報端末から閲覧したとき適切に表示できるようにすること(以下動作確認環境参照)。なおレスポンシブ WEB デザインとすること。

(動作確認環境)

OS 対応は以下のとおりとする。

a Windows: Windows7 以上

b Mac OS: 最新版

c android8.0 以上

d iOS11 以上

ブラウザの対応は以下のとおりとする。

a Internet Explorer11 以降

b Google Chrome:最新版

c Microsoft Edge:最新版

d Firefox:最新版

e Safari:最新版

オ 特設 WEB サイトの周知

鎌倉を訪問している、又は訪問を予定している人に、効率的に特設 WEB サイトを周知する方法を提示すること。

(3) 特設 WEB サイトの保守・運用・更新

ア セキュリティ

サーバは、ユーザ認証や暗号化などのセキュリティ対策を施し、不正アクセス、データの改ざんや消滅等の防止のためのセキュリティ対策を実施すること。

イ 障害発生時の対応

障害発生時には発注者へ連絡するとともに、原因究明、復旧目標時間、対処報告等を的確かつ速やかに行うこと。なお、復旧目標時間は、特設 WEB サイトのサーバのみに起因する障害の際は 24 時間以内、人流データを取得・分析するシステムに起因する障害の場合は 48 時間以内とする。なお、復旧後は再発防止のための措置について適宜経過報告書を提出すること。

ウ アクセスログ集計の報告

毎月 1 日から月末までのサイトの閲覧数、特設 WEB サイトの稼働状況について、翌月の 10 営業日までに報告すること。具体的には、リファラ、検索キーワード、ページビュー、セッション、ユニークユーザー、滞在時間、直帰率等について、分析し報告すること。

なお、本業務終了時において、契約期間におけるアクセスログを分析し、「アクセスログ報告書」を作成すること。

エ 更新業務

受注者は公開中の特設 WEB サイトについて鎌倉殿・13 人の重臣ゆかりの地等の追加・修正がある場合、リンクの追加(バナーの作成を含む場合あり)、その他軽微な修正がある場合、発注者の指示に従い適宜更新を行い、終了後は報告を行うこと。

なお、情報の追加更新作業において、PC、スマートフォンなど全てのサイトが更新されること。

オ 令和4年度以降の保守・運用・更新業務

本業務で作成した特設 WEB サイトの保守・運用・更新業務に係る内容及び費用を提示すること。なお、継続的・安定的に活用するため本年度の業務の4%程度を保守・運用・更新のための経費(2か月分)としている。

また、令和4年度以降については単年度毎、毎年契約を締結するものであり、費用及び事業者

の継続性について本業務の受託を持って担保するものではない。

7 業務の実施

受注者は、発注者の提示する作業指示に基づき、本業務を迅速かつ正確に実施する。

8 緊急の処置

受注者は、本業務の履行に伴い、緊急に発注者の指示を受けるべき事態が発生した時は、直ちに発注者に連絡してその指示を受けることとし、発注者の指示を事前に受けることができず適宜の応急処置をとった場合は、事後直ちに発注者に報告しなければならない。

受注者が災害防止のため発注者の措置又は発注者の承認を必要とするときは、発注者にその旨を申し出て適切な措置を求めるものとする。ただし、危険が急迫し上記の処置を施す余裕のない場合は、受注者は必要な応急処置を施し、事後速やかに発注者に報告しなければならない。

災害防止上、緊急やむを得ない場合は、発注者は必要に応じて受注者の業務の一部又は全部を中止し、臨時の措置をとらせる。この場合において受注者は、直ちに、これに応じなければならない。

緊急時対応体制及び緊急時連絡網について、発注者と協議の上作成し提出すること。

9 個人情報

受注者(受注者から再委託を受ける事業者を含む。以下同じ。)は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、当該情報の漏えい、滅失等に特段の配慮を払うとともに、鎌倉市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

10 著作権の取り扱い

(1) 本業務に関する資料・成果品の一切の権利は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許諾なしに他に公開・貸与してはならない。ただし、成果品に受注者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物(当該著作物を改変したものを含む)の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

(2) 本事業により制作される成果物については、特許権など法令に基づき保護される第三者の権利を侵害することがないよう書面により確認すること。なお、それらを使用したことにより生じた責任は受注者が負うこと。特に書面に報告がない場合は、発注者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は、受注者の責任により対処すること。

(3) 本事業により制作される成果物の利用に関する全ての著作権者人格権については、これを行使しないこと。

11 検収要件及び成果物

業務完了については、完了届が提出され成果物の検収が完了することをもって、業務の完了とする。

(1) 下記の成果物を納品すること。

ア 選定後、鎌倉市と協議の上、確定したスケジュール等業務工程表(紙・電子媒体各1部)

イ 6(1)ウによる人流データ(電子媒体1部)

ウ 6(2)による特設WEBサイトコンテンツ内容一式、バナー(電子媒体1部)

エ 6(3)ウによるアクセスログ報告書(紙・電子媒体1部)

上記(1)の提出物のアは、契約締結後速やかに提出し、それ以外は令和4年(2022年)5月20日までに提出することとする。

12 支払条件

発注者による検収が完了した後、所定の手続により委託費用を支払う。

13 新型コロナウイルスによる業務中止

新型コロナウイルスの影響により、発注者が本業務の中止を決定し、受注者に対して、その旨を通知した場合には、契約に基づく業務の履行を直ちに中止し、必要に応じて原状回復をするものとする。また、契約金額の定めに関わらず、業務中止後は発注者及び受注者双方で協議の上、発注者は受注者が中止するまでに履行した業務に要した費用及び原状回復に要した費用のみを支払うものとする。

14 その他

(1) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法等について求めることがある。